

(第一類 第四号)

衆二百八回国会 外務委員会議録 第三号

令和四年三月九日(水曜日)

午前八時三十分開議

出席委員

委員長 城内 実君

理事 あべ 俊子君

理事 宮崎 政久君

理事 青山 大人君

理事 杉本 和巳君

理事 青山 周平君

上杉謙太郎君

尾身 朝子君

島尻 安伊子君

鈴木 隼人君

武井 俊輔君

平沢 勝栄君

岡田 克也君

太 栄志君

青柳 仁士君

金城 泰邦君

田 中 健君

林 細田 健一君

小田原 潔君

鬼木 誠君

上杉謙太郎君

赤堀 肇君

村山 青柳 肇君

穀田 恵二君

柿沢 未途君

新藤 義孝君

高木 啓君

中谷 真一君

本田 太郎君

和田有一 朗君

鈴木 敦君

松原 仁君

岡田 德永

久志君

吉田 昭彦君

市川 恵一君

安藤 俊英君

山内 弘志君

同日

武井 俊輔君

平沢 勝栄君

鈴木 敦君

田中 健君

青山 周平君

柿沢 未途君

平沢 勝栄君

田中 健君

青山 周平君

柿沢 未途君

平沢 勝栄君

田中 健君

大野雄一郎君

外務委員会専門員

委員の異動

三月九日

辞任

補欠選任

青山 周平君

柿沢 未途君

平沢 勝栄君

田中 健君

大野雄一郎君

外務委員会専門員

委員の異動

三月九日

辞任

補欠選任

青山 周平君

柿沢 未途君

平沢 勝栄君

田中 健君

大野雄一郎君

外務委員会専門員

委員の異動

三月九日

辞任

補欠選任

青山 周平君

柿沢 未途君

平沢 勝栄君

田中 健君

大野雄一郎君

外務委員会専門員

委員の異動

三月九日

辞任

補欠選任

青山 周平君

柿沢 未途君

平沢 勝栄君

田中 健君

大野雄一郎君

外務委員会専門員

委員の異動

三月九日

辞任

補欠選任

青山 周平君

柿沢 未途君

平沢 勝栄君

田中 健君

大野雄一郎君

外務委員会専門員

委員の異動

三月九日

辞任

補欠選任

青山 周平君

柿沢 未途君

平沢 勝栄君

田中 健君

大野雄一郎君

外務委員会専門員

委員の異動

三月九日

辞任

補欠選任

青山 周平君

柿沢 未途君

平沢 勝栄君

田中 健君

大野雄一郎君

外務委員会専門員

委員の異動

三月九日

辞任

補欠選任

青山 周平君

柿沢 未途君

平沢 勝栄君

田中 健君

大野雄一郎君

外務委員会専門員

委員の異動

三月九日

辞任

補欠選任

青山 周平君

柿沢 未途君

平沢 勝栄君

田中 健君

大野雄一郎君

外務委員会専門員

委員の異動

三月九日

辞任

補欠選任

青山 周平君

柿沢 未途君

平沢 勝栄君

田中 健君

大野雄一郎君

外務委員会専門員

委員の異動

三月九日

辞任

補欠選任

青山 周平君

柿沢 未途君

平沢 勝栄君

田中 健君

大野雄一郎君

外務委員会専門員

委員の異動

三月九日

辞任

補欠選任

青山 周平君

柿沢 未途君

平沢 勝栄君

田中 健君

大野雄一郎君

外務委員会専門員

委員の異動

三月九日

辞任

補欠選任

青山 周平君

柿沢 未途君

平沢 勝栄君

田中 健君

大野雄一郎君

外務委員会専門員

委員の異動

三月九日

辞任

補欠選任

青山 周平君

柿沢 未途君

平沢 勝栄君

田中 健君

大野雄一郎君

外務委員会専門員

委員の異動

三月九日

辞任

補欠選任

青山 周平君

柿沢 未途君

平沢 勝栄君

田中 健君

大野雄一郎君

外務委員会専門員

委員の異動

三月九日

辞任

補欠選任

青山 周平君

柿沢 未途君

平沢 勝栄君

田中 健君

大野雄一郎君

外務委員会専門員

委員の異動

三月九日

辞任

補欠選任

青山 周平君

柿沢 未途君

平沢 勝栄君

田中 健君

大野雄一郎君

外務委員会専門員

委員の異動

三月九日

辞任

補欠選任

青山 周平君

柿沢 未途君

平沢 勝栄君

田中 健君

大野雄一郎君

外務委員会専門員

委員の異動

三月九日

辞任

補欠選任

青山 周平君

柿沢 未途君

平沢 勝栄君

田中 健君

大野雄一郎君

外務委員会専門員

委員の異動

三月九日

辞任

補欠選任

青山 周平君

柿沢 未途君

平沢 勝栄君

田中 健君

大野雄一郎君

外務委員会専門員

委員の異動

三月九日

辞任

補欠選任

青山 周平君

柿沢 未途君

平沢 勝栄君

田中 健君

大野雄一郎君

外務委員会専門員

委員の異動

三月九日

パンで取り組んでいかなければならないというふうに思っております。そういう意味でも、本日も本当に貴重なお時間、しっかりと緊張感を持つて臨みたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

現状認識といたしまして、今回のロシアによる軍事侵攻を受けて、私たちは今、この世界は、力や軍事力、そういった、国際ルールを無視して領土を拡張したり、あるいは現状を変更したり、そういうことが認められる弱肉強食のパワーポリティクス、そういった世界へと逆戻りしてしまうのか、あるいはここでしっかりと踏ん張つて、我々が目指してきた、まさに国際法をしっかりと守り抜いていく、そういう国際秩序を維持していくのか、そのことが問われている、そういうふうに瀬戸際にあると思っております。

大臣が本会議でこの前おしゃっていましたアリズム外交、私は、本当にこの危機的な状況において、我が國でも外交的なアリズム、このことがまさに問われていると思っております。冷徹な判断をしていくこと、そういうバランスを取りながら政策決定をしていく、そのことを引き続き外務大臣にお願いしたいと思つておりますし、それはまさに、私たち野党も含めて、この国全体がそのことは問われていると思っておりますので、そういう視点で本日も問わせていただきます。

まず最初に、ウクライナ情勢に入る前に、先日の御説明がありました在日米軍駐留経費負担に関する質問させていただきます。

ウクライナ情勢が緊迫化し、また東アジア情勢も大変挑発行為が続いている中で、改めて私は、日米同盟をしっかりと強固にしていくこと、そのことこそが重要だと思っております。私、今回の特別協定も、だからこそ、徹底した審議を十分に行つた上で速やかに成立させること、そして、そういうふうに思つた上で、また、私自身、米軍の基地を二つ抱える選挙区で、だからこそ、基地の周辺の方

たち、また基地で働く日本人の声、同盟を支えていただいておりますそういった方たちの声も含めて、本日間わせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

昨年二月に、日米両政府は、トランプ政権の退陣を受けて特別協定の期限を一年延長することに合意し、それを受けて当時の茂木外務大臣は、日本同盟の抑止力、そして対処力を高めていく、そのため引き続き米側と緊密に連携していくたいと発言されました。

それであれば、この一年間、どのように日米間の安全保障分野における新たな役割分担をめぐる実質的な戦略協議が行われてきたのか。今回の特別協定において、どのような日米間の役割分担を含めた、想定した駐留経費負担なのでしょうか。その点に関して、まず大臣にお伺いいたします。

○林国務大臣 昨年の三月に日米の2プラス2が行われまして、その際の共同発表に、日米同盟の役割、任務、能力について協議することによって、安全保障政策を整合させ、全ての領域を横断する防衛協力、これを深化させ、そして拡大抑止を強化するため緊密な連携向上させることに改めてコミットしている旨を確認したとおりでございまして、日米間では様々な機会を用いて、今委員からもお話をありました、日米の役割、そして任務、能力に関する協議を行つてきておるところです。

○林国務大臣 昨年の三月に日米の2プラス2が行われまして、その際の共同発表に、日米同盟の役割、任務、能力について協議することによつて、安全政策を整合させ、全ての領域を横断する防衛協力、これを深化させ、そして拡大抑止を強化するため緊密な連携を向上させることに改めてコミットしている旨を確認したとおりでございまして、日米間では様々な機会を用いて、今委員からもお話をありました、日米の役割、そして任務、能力に関する協議を行つてきておるところです。

きな変更として、これまで通称として思いやり予算と言っていたのが、同盟強靭化予算に名前も変更することになりましたが、その点を含めて、その背景、なぜなのか、そこを含めて御説明をいただけますでしょうか。再度お願ひいたします。

○林国務大臣 今委員からお話をありましたように、これまで、在日米軍の駐留経費負担については、思いやり予算との俗称が使用されることがしばしばあつたわけでございますがこの思いやり予算との俗称、これは合意の性質を反映していなないと考えております。政府としては、思いやり予算という名称は適切ではないということをこれまで一貫して主張してきたところでございます。

そうした上で、この度の交渉で、日米双方、真摯に交渉を行つた結果、在日米軍の円滑かつ効果的に強化していくことに資する、また、厳しい財政状況も踏まえ、めり張りをつけた経費負担の合意を得ることができた、こういうふうに考えておるところです。

○林国務大臣 このような枠組みの下で、今後とも、国民の理解を得られるよう、我が國の厳しい財政状況、また我が国を取り巻く安全保障環境等の各種要素は検討しておらず、地位協定第二十四条に定める経費負担の原則それ自体を変更することは考えておらないわけでございます。

○林国務大臣 このような枠組みの下で、今後とも、国民の理解を得られるよう、我が國の厳しい財政状況、また我が国を取り巻く安全保障環境等の各種要素の推移に応じて、日本側の適切な負担の在り方にについて不断に検討してまいりたいと考えております。

○林国務大臣 どうか、引き続きこの件、本当に日米同盟をしっかりと安定させるためにも大事だと思いましたので、もちろん今回の交渉に際して、相当様々な努力をされてきた、光熱水費を削減する等あつたと思いますが、もう一度、この点を含めて、本予算でとあるところを引き続き御検討いただきたいと思います。

○太委員 どうか、引き続きこの件、本当に日米同盟をしっかりと安定させるためにも大事だと思います。次に、大臣からも今ありました、まさに地位協定の本協定に関して、こちらで。

○太委員 やはり私は、日米同盟をしっかりと強固にしていく、そのためには、足下、この地位協定の部分で、まず、先ほども言いました、私の選挙区、米軍基地を二つ抱えています。そういうふうな意味でも、基地の近隣の方たち、また中で働く人たち、やはり日米同盟が大事だと分かっている方は本当に多いです。だからこそ、そういうふうな方たちにも本当に安心していただけます。だからこそ、そういうふうな環境をつくついていただかなきやいけないと思っております。

<p>そこで、昨年末以降、新型コロナが基地から感染ということで、大臣のお地元の山口県でもそうでした。沖縄でもそうでした。まさにオミクロン株が拡大していく中で、地位協定の問題点というのがあり出されたと思つております。そういう意味でも、やはり地位協定改定に向けて、恐らく運用を改善しているからという返答になると思うんですが、大臣、ここです、地位協定に関して、大臣のリーダーシップで何とか、もちろん外務省さん、これまで相当様々な努力をされてきているとは思つておりますが、ここでもう一度、この危機的な色々な国際情勢、東アジア情勢だからこそ、私はそこをやつていただきたいと思います。その点に関して、まず御見解をお願いいたします。</p> <p>○林國務大臣　米軍関係者の新型コロナ感染については、日米地位協定や関連の日米合同委員会合意を踏まえまして、現地の保健当局間も含めて、米側からの緊密な協力を得ながらやり取りを行つて対応してきておるところでございまして、政府として、日米地位協定を見直す必要はないものと考えております。この地位協定というのは大きな法的枠組みでございまして、政府としては、事案に応じて、効果的に、かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じて、一つ一つの具体的な問題に対応してきております。引き続き、政府としては、新たに日米合同委員会の下に設立されました検疫・保健分科委員会、これも活用しながら、感染防止対策の徹底及び地元の皆様の不安解消に向けて、日米間での連携をより一層強化してまいりたいと考えております。</p> <p>○太委員　大臣の御見解、分かりました。</p> <p>ですが、もちろん、一九六〇年、もう六十年以上前に締結されたから、いまだに改正されていないです。簡単なことじゃないと思つております。しかし、先ほど来、私は大臣に聞いてきましたが、ここで更に同盟強化へ向けてやっていくと、いう中で、任務を含めて日米の防衛協力を見直し</p>
<p>は、こちらからしっかりとアクションを起こして、というのも、やはりもう地元がもたなくなります、地位協定がいつまでもこの状況では、運用を改善していくと言いますけれども、やはり、まだこれから、コロナのこともそうですが、私の地元でも、基地の中で働いている人たち、先ほど言いました、日米同盟、何とか、これは大事なことだから、我々はやりがいを持つてやっているという人は多いですよ。ですから、労務問題とかあるいはパワハラとか、いろいろなことが起っています。深刻です、これは。</p> <p>だからこそ、私は、もう一度、日本側がしっかりとコミットできる、あるいは、国内法をしっかりと、少しずつでも改善していくところをNATOの枠組みがありますが、防衛協力の中でも、そこを拡大しながら、地位協定改定ということもやつています。我が国も、やはり防衛協力の分野を増やしていく、明確にしていく。もちろん、我が国の防衛力や外交力をしっかりとやつています。我が国も、やはり防衛協力の分野を増やしていく、明確にしていく。もちろん、我が国の防衛力や外交力をしっかりと高めていくことを何とか大臣のリーダーシップで、私は今こそやるべきだと思っております。</p> <p>少し先ほどお話しさせていただきましたが、私のアメリカ時代の恩師がエラズ・ボーゲル先生、大臣と深い関係があつたということは重々承知しております。ボーゲル先生が何度も言われました。今の日本にとって大事なものは、やはり政治家のリーダーシップだと。そのリーダーシップを開いていただきたいと思つております。</p> <p>是非とも大臣のリーダーシップで私は風穴を開けさせていただきます。岡田先生のことも言つてしまつたが、林芳正さんということを何度も、聞きました。</p>
<p>○林國務大臣　エズラ・ボーゲル先生にお触れをいたしました。この間、追悼イベントもやらせていただきましたけれども、そこで、私も含めて関係者から出た声は、まさにこういう激動の時期に、一番先生のアドバイスをいただきたいときにいらつしやらないのは本当に残念だな。しかし、我々、もしいらつしやつたらこうおつしやるだろうということを共有しながら前に進んでまいらなければならない、こういうことを申し上げたところです。そこでございますが、そういう気持ちで、そこを拡大しながら前に進んでまいりやつてしまいりたいというふうに思つております。</p> <p>お尋ねの件でございますが、一九九二年に開催されましたミュンヘン・サミットにおきまして、日本を含むG7の首脳が、旧ソ連の核兵器の安全な廃棄、核不拡散及び環境問題の解決に向けた協力、これを行うことを決定しております。日本も、G7諸国とも連携の上、ウクライナにおける非核化協力に積極的に取り組んで、旧ソ連時代の核兵器の安全な廃棄、核不拡散及び環境問題の解決に向けた協力を行つてまいりました。ウクライナが安全に非核化に至つたということを評価をしておるところでござります。</p> <p>なお、九四年の十一月ですが、ウクライナが非核兵器国として核不拡散条約、NPTに加入いたしまして、旧ソ連が配置した残存の核兵器を放棄する代わりに、米国、英国、そしてロシアがウク</p>
<p>ライナの領土の一体性や政治的独立を保障して既存の国境を尊重するということが確認され、いわゆる今お触れいただきましたブダペスト覚書が、当該の四か国、これはロシアが入つてゐるわけでございまして、この四か国との間で取り交わされました。</p> <p>今回のロシアは、まさにこのブダペスト覚書によって、なぜこういったことになつてしまつたのか。先般、青山先生からもありましたブダペスト覚書があるのもありました。たしか、ウクライナの安全保障というののは守られてははずですが、様々な国際的な取決めの中で。ですが、なぜこういった形で、軍事的にウクライナが攻められてしまつたのか。そして、そこに我が国として何らかの責任があるのかないのか、そこを外務大臣に御見解をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>○林國務大臣　エズラ・ボーゲル先生にお触れをいたしました。この間、追悼イベントもやらせていただきましたけれども、そこで、私も含めて関係者から出た声は、まさにこういう激動の時期に、一番先生のアドバイスをいただきたいときにいらつしやらないのは本当に残念だな。しかし、我々、もしいらつしやつたらこうおつしやるだろうということを共有しながら前に進んでまいらなければならない、こういうことを申し上げたところです。そこでございますが、そういう気持ちで、そこを拡大しながら前に進んでまいりやつてしまいりたいというふうに思つております。</p> <p>○太委員　大臣、ありがとうございます。</p> <p>まさにロシアも含めた中でのブダペスト覚書であります。ですが、もちろん、ウクライナでも非核化が進んでいたこと、このことは物すごい意義深いことだと思つておりますし、我が国としても、これは二億円近いでしょうか、しっかりと二億円近くの予算をつぎ込んで、ハリコフ物理技術研究所、まさにここは、先日ロシアが原発の攻撃のその次にこの核施設に攻撃をしたところなんですが、ハリコフ、そこに対しても、我が国としてはずっと関わつて核不拡散に取り組んできた、このことは大きいと思つております。</p> <p>だからこそ、改めて、今回ウクライナの安全が保障されなかつたことに対する私たちはもつともつと危機感を持つて、私はこのウクライナの問題に当たつていかなきやいけないと思つております。</p> <p>そして、このことと関連しまして、次に、東アジア情勢。</p> <p>今回、軽々に私はウクライナと台湾を比べることをしちゃいけないと思つておりますが、一方、これは台湾政府からも、ウクライナと台湾は違うと。政府からもしっかりと改めてそういう声明が出されたり、逆に言うと、いろいろな意味で、我が国としてはこの違ひというのをどう見ているのか。ロシアとウクライナ、台湾と中国、同じ民</p>

族で同質性が高かつたからこそ、この後どうなつていくのかというところを含めて、大臣どのよう見ていらっしゃるのか、そこを教えていただけますでしょうか。お願いたします。

○林國務大臣 今回のロシアによるウクライナへの侵略が国際社会の個別の事案に及ぼし得る影響、これについても不斷に分析をしておるわけでございますが、事柄の性質上、その具体的な内容についてはお答えをすることは差し控えたいといふに思います。

既に総理も、これはヨーロッパの方にとどまるものではなくて世界の秩序の根幹を揺るがすものである、これは私も申し上げておりますし、そういう意味で、インド太平洋、さらには東アジアにも影響を及ぼす事態であるということは申し上げてきておるところでございます。

そういう意味で、今年の二月にアメリカが印度太平洋戦略というのを公表しておりますが、ここには、台湾の自衛能力を支援することを含め、地域内外のパートナーと協力し、台湾海峡の平和と安定を維持する等、こういう記述がございまして、これはアメリカの台湾に関する立場を改めて示したものだと考えております。

台湾有事という仮定の質問にお答えすることは難しいわけですが、日米間でも、首脳会談や日本プラス2などにおいて、台湾海峡の平和と安定の重要性、これについての認識を共有しておるところでございます。

○太委員 御指摘のとおりで、アメリカとしては、今、台湾国内に対しても、また国際社会、また中国に対しても、相当これを意識して様々な情報発信をしている。あるいは軍のOBの方も派遣して、そういういろいろな形で、台湾とウクライナは違うということを私は示してくれていると思っております。

しかし、一方で、台湾関係法、ウクライナではブダペスト覚書がありました。逆にそれは、残念ながらほんざれました。別にこれはアメリカだけのせいじやないと思つておりますが、でしきれ

ども、安全保障は国際社会がしっかりと確保していくこという約束でありましたけれども、それは結局は、アメリカは昨年の末の時点から、軍事的な関与をしないということを明言されていました。実際、しませんでした。

今回、台湾関係法も、貿易額もあるいは半導体を始め、そういういろんなつながりも含めものではありませんが、一方、台湾関係法に関するもので、大臣にも続けていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それと、続きをまして、そこに追加してになります。

今、国内的にも、ウクライナ情勢を受けて、週末、幾つかの世論調査も出ました。読売新聞でしたか、国民の八一%が、このウクライナ情勢を受け、我が国の安全保障に対する懸念もやはり出てきているという、相当、私としては、これは重たい数字だと思っております。その点に関して、もう一度、大臣、どうか御見解をお願いいたします。

○林國務大臣 国民の皆様の御心配がそうした世論調査にも表れているという御指摘でございますけれども、先ほど東アジアへの影響についてもお話ししたとおりでございまして、台湾有事という仮定の質問についてはお答えは差し控えたいと思

ます。ですが、台湾海峡の平和と安定は、日本の安全確保はもとよりでございますが、国際社会の安定にとつても重要な問題、これは対話により平和的に解決されることを期待するというのが我々の、従来からの一貫した我が国の立場でございますが、そういう立場から、台湾をめぐる情勢について、引き続き関心を持って注視をしてまいります。

あくまで一般論として申し上げますが、我が国を取り巻く安全保障環境、これが一層厳しさを増

す中で、政府としては、いかなる事態に対しても対応できるよう、平素から体制の整備を含めていくと、これは当然である、これ万全を期していくことは、もちろん比較できませんが、申し上げておかなければならぬと思います。

○太委員 ありがとうございます。

まさに台湾国内としても、自分たちの自助努力を相当しながら、退役軍人、予備役の戦力強化等も相当意識して行つておりますので、どうか引き続きの備えを我が国としてもお願いをいたします。

そして次に、ちょっと順番が変わってしまいますが、我が国のインテリジェンス機能についてといたことで、先ほども言いました、今回のウクライナ情勢において、アメリカの動きというのは相当地、もう一度慎重に見極めていかなきゃいけないと思っています。

早い段階で、軍事介入はしない、そして同時に、今回行っていたのが、まさに機密情報を開示したり、あるいは公開するということをアメリカが相当積極的に行つていた、あとイギリスもそうだったと思います。そういう中で、特に米国のかつての動きに関して、外務省さんとしてどのように認識されているのか、御見解をお願いいたします。

○市川政府参考人 お答え申し上げます。

米国がウクライナ情勢をめぐり対外的に発信してきた情報がインテリジェンス情報に当たるか否かにつきましては、政府としてはコメントする立場にはございません。

その上で申し上げれば、今回のロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更の試みであり、国際秩序の根幹を揺るがす行為であります。明白な国際法違反であり、断じて許容できず、厳しく非難をするものでございます。こうした暴挙には高い代償が伴うことを国際社会が連携して示していくことが重要と考えてございます。

米国が、幅広く収集した情報も踏まえましてロシアの動向に關する見通しを積極的に発信をしたということでおられます。それによって、G7を始めとする国際社会において、非常に広範な連帯が生まれたといふふうに考えてございます。

て、ウクライナ危機への対応に当たり、G7を中心とする国際社会において、非常に広範な連帯が始まっていると認識してございます。このことは、ウクライナ危機をめぐる国連総会緊急特別会合で、ロシア軍の完全撤退などを要求する決議案が百四十一か国の圧倒的多数で採択されたことに端的に表れてございます。

我が国いたしましては、これまでに発表した措置を速やかに実施すべく必要な手続を進めるとともに、今後の状況を踏まえつつ、G7を始めとする国際社会と連携して、適切に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○太委員 ありがとうございます。

ただ、今回そいつた形で、アメリカが、これまで余りなかつたことだと思つております。しかも大規模に機密情報を相当出してはいる。それに対する御認識ということをもう一度。これまでないことだったと思うんですが、それともあつたといふことです。どういった認識なのかも含めて、そこを。

あと、ごめんなさい、もう一つ追加で。では、外務省としては、これはもちろん言えないとこつともう一度、申し訳ないです。されども、これは大きな私は転換があつたんじゃないのかと、ある程度独自の情報も、今回のロシアの、先月の二十四日の侵攻に対しても、そこも含めて、ちょっともう一度、申し訳ないです。これは大きな私は転換があつたんじやないかと、この程度独自の情報も、今回のロシアの、先月の二十四日の侵攻に対しても、そこも含めて、ちょっともう一度、申し訳ないです。これは大きな私は転換があつたんじやないかと、この度のウクライナ情勢をめぐりましては、米国は、幅広く収集した情報も踏まえてロシアの動向に關する見通しを積極的に発信をしたということでおられます。それによって、G7を始めとする国際社会において、非常に広範な連帯が生まれたといふふうに考えてございます。

日本間で、様々な緊密な連携の下でウクライナ

情勢にも対応してきてございますけれども、その詳細につきましては、外交上のやり取りでもござりますので、差し控えさせていただきたいと思います。

○山内政府参考人 インテリジェンス関係の部分についてお答え申し上げます。

ウクライナをめぐる緊張の高まりを受け、政府として、ロシアによる侵攻の可能性も含め、重大な関心を持つて、随時情報収集・分析に努めていたところでございます。

外務省としても、在外公館等を通して、インテリジェンス情報を含め、鋭意情報収集・分析に努めているほか、内閣衛星情報センターを含めて、関係各省庁、関係国情報機関とも緊密に連携し、情報交換を行っているところでございます。

その内容については、日本の情報収集・分析の実態に關わるものでございますから、具体的に申し上げることは困難でございますけれども、いたしまして、今後もこうした取組を進めつつ、引き続き情報の収集・分析に万全を期してまいりたい、そう思っております。

以上でございます。

○太委員 ありがとうございます。米国の様々な情報を受け取っていたということで認識いたしました。

防衛省さんの方からも御見解、同じ質問です。

今回、これまでどおりだという認識なのか、あるいは、何かこれまでと違う、そういう情報開示を米国がしていたのかと、あと、独自に防衛省との情報、もちろんいろいろ制限はあると思いますが、その点に関して御返答をお願いいたします。

○大和政府参考人 お答え申し上げます。

アメリカ政府は、今般のロシアによるウクライナ侵略に際して、様々な情報収集活動を行ってきていると考えられます。ただ、他国政府が実施しているとされる情報活動について、防衛省としてお答えする立場にはございません。

いずれにせよ、防衛省としては、ウクライナ侵

略に関連する軍事動向については、引き続き重大な懸念と関心を持つて情報を行つてまいります。それから、防衛省の情報収集活動でございますが、今般のロシアによるウクライナ侵略に際しては、様々な情報収集・分析を防衛省として行つてきているところであります。その細部についてはお答えを差し控えたいと思いますが、一般論として申上げれば、防衛省においては、中央情報機関である情報本部を中心、平素から、電波情報、画像情報、人的情報、公開情報などの各種情報収集とともに、同盟国である米国を始めとする様々な国々との情報交換を行い、国際軍事情勢の分析を行つてきているところであります。

○太委員 ありがとうございます。残念ながら、政府の、あるいは両省庁の見解をちょっとと聞けなかつたんですが、私は、いろいろな意味で大きくアメリカの行動というものは変わつてくるんじやないか、そのきっかけなのかなといふふうに考えております。

というのも、一〇一三年、オバマ政権のときには既にアメリカは、もちろん、世界の警察官ということももうやめるとはつきり言っています。トランプ政権は終わりました。今、バイデン政権のなかで、今回、また繰り返しになつてしまいますが、ウクライナに関しては軍事的な介入はしないと明言して、先ほど来御説明あつたように、様々な情報を公開・開示することによって、確かに、この状況でござります。

○太委員 その状況、よく分かりますし、私も、今こそそしつかりとロシアに対しても厳しい措置をしていくべきだと思っております。

ですが、一方で、ロシアに対しても、この状況が続くと一番何が問題かというと、やはり私は、それがちゃんと意識を持つてやってもらうということだつたと思うんですけど。

そういう意味で、私は、これからアメリカの様々な国際紛争に対する対処の仕方として、今後、同じように、先ほども言いました、東アジアにおけることは仲間内での連帯はできたと思います。それで、この抑止をしっかりとロシアにやっておこなつてしまつていくこと、犠牲になることだと思つておりますので、これはやはり、どこでしきりとこの落としころというか収束させていくか、そこだと思つておりますので、それに向けたことになりますので、これがやはり、どこでしきりとこの落としころというか収束させていくか、そこだと思つておりますので、それに向けたことになります。

いかと思っておりますので、引き続きこの問題、私自身も相当関心を持つてやつていただきたいと思つておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に移ります。

いずれにしましても、今のウクライナ情勢は、外務省さんとしても、いろいろと政府関係者の皆さんが御尽力されて、何とか早期に停戦協定なりとする様々な国々との情報交換を行い、国際軍事裁判や外交努力を重ねてきておるところでございます。

○林國務大臣 先ほど来申し上げておりますよう

に、特にG7各国や同志国と連携しながら、制

裁や外交努力を重ねてきておるところでございます。

○太委員 ありがとうございます。この基本的な立場は変わつておらないわけ

でございますが、これは総理も何度も答弁されておられるように、こういう状況の中で、今その見通しについて申し上げられる状況ではないと

ふうに私も總理も申し上げてきておるところでござります。

ロシアとは領土問題を解決して平和条約を締結する、この基本的な立場は変わつておらないわけ

でございますが、これは総理も何度も答弁されておられるように、こういう状況の中で、今その見通しについて申し上げられる状況ではないと

ふうに私も總理も申し上げてきておるところでござります。

○太委員 その状況、よく分かりますし、私も、

今こそそしつかりとロシアに対しても厳しい措置をしていくべきだと思っております。

ですが、一方で、ロシアに対しても、この状況

が続くと一番何が問題かというと、やはり私は、

ウクライナで本当に無辜の市民がどんどん亡くなつてしまつていくこと、犠牲になることだと

思つておりますので、これはやはり、どこでしきりとこの落としころというか収束させていくか、そこだと思つておりますので、それに向けたことになります。

○林國務大臣 制裁につきましては、先ほど委員

も少しお触れになつていただいたような、SWIFT

からロシアの隔離を進めれば、必然的に中国と

の決済が増え、また、ドル離れ、米国の金融シス

템の覇権の低下につながるおそれがあると思つておりますが、まさに、安倍政権の中での外交の中では、どう中國とロシアを離していくかといふのが主眼にあつたと思つておりますが、そういう意味で、外務省として、大臣としては、中口を今回相当結束させてしまうことに関してもどういった見解を持っているのか、お願いをいたしました。

○太委員 その意味で、外務省として、大臣としては、中口を

今回相当結束させてしまうことに関してもどう

いった見解を持っているのか、お願いをいたしました。

○林國務大臣 制裁につきましては、先ほど委員

F Tから排除されるロシアの七銀行に対する資産

凍結、それからロシア中央銀行との取引制限、こ

ういったことを含む対口制裁をやっておるわ

けでございます。

そして、中国とのロシアの連携ということです

が、近年、大変緊密な関係を中止は維持しておりまして、直近の首脳会談でも、NATOの拡大の反対、こういったことを盛り込んだ共同声明を採択しております。また、共同航行、共同飛行といった一連の動きを見ますと、日本周辺で軍事協力も緊密化をしているわけでございます。

こういった両国の対外政策を含む動向、これは我が国として引き続きしっかりと注視をしていかなければならぬと思っております。

○太委員 ありがとうございます。引き続き、様々な働きかけをしていただきたく、お願いをいたします。

そして、今度、インドに関して。

今大臣からありましたように、中国を通してということも含めて様々なアプローチをしていただきた。これは岸田総理も言っていますので、様々な働きかけということを、本会議でも発言されていました。責任ある行動を呼びかけていくもう一つ、やはり私は、インド。元々伝統的に非同盟国ということで、長い歴史ある国で、ですけれども、大国です。

我が国としては、クアッドの中で、自由で、フリードオープンな、そういった国際秩序と一緒に平洋地域においてですが、先ほど言いましたように、やはりこの問題というのは、インド太平洋だけではなくて、世界全体に直結する問題だと思っておりますので、そういう意味でのインドに対する働きかけ、大臣として。

また、間もなく、今月中ですか、日印の首脳会談と聞いておりますが、まさにそれを前倒ししても、総理からもこの問題、ロシアへの働きかけということで、何らかの形で動かれているのかどうか、そちらを含めて御見解をお願いいたします。

○林国務大臣 インドとの関係では、二月十一日に日米豪印の外相会合を行っております。また、三月三日には日米豪印の首脳テレビ会議を行つております、様々な機会を通じて、現下のウクラ

イナをめぐる情勢について意思疎通を図つてきておるところでございます。

委員からお話をありましたように、インドは、基本的に価値や戦略的利益を共有しておりますが、引き続自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた重要なパートナーでございます。

ウクライナ情勢の対応にかかわらず、日印二国間や日米豪印といった四か国で、地域情勢を含めて率直に意見交換をしながら、様々な形で協力を深めていくことに大きな意義がある、こういうふうに思っておりますので、引き続き緊密に連携していくことを考えております。

○太委員 ありがとうございます。引き続き、どうかお願いいたします。

先ほど、ちょっと一つ質問し損ねてしまいまして、財務省の方に、今回のSWIFTからの排除に関する、このことが、これは外交的なというよ

りも、中止の連携を強化していく方向に誘導してしまわないかという観点からの、この点に関して御見解をお聞かせいただけますでしょうか。お願

いいたします。

○吉田政府参考人 お答え申上げます。

今回のSWIFTからの排除が中国人民元への依存を高めることにつながるのではないかという方向からの御指摘かと思います。

そのような御指摘、世の中でもあることは承知しておりますが、我々、経済制裁を行うに当たりましては、制裁の実効性を最大限に高めつつ、制裁が実施されない国や機関、分野等に資金が流れれる等の副次的な効果をどう最小にするかを考

えていくことが重要だと考えております。

こうした観点から、今般のロシアの七つの銀行をSWIFTから排除する措置については、日本といたしまして、SWIFTから排除される七行

全てを資本凍結の対象として、人民元を利用した取引を含めて、日本にある金融機関との取引を禁じたところでございます。

引き続き、人民元の動向を含め、SWIFTか

に与える影響についても注視してまいります。

○太委員 ありがとうございます。

どうか、今はとにかくしっかりとロシアに対する制強化という観点だと思いますが、引き続

き、そこは冷静に見ながら進めていただきたく、お願いいたします。

あと僅かになりましたが、改めて、冒頭でも言いました、まさにここは、我が国のアリゾムというか、現実的にしっかりとどう対処していくか

だと思っておりまし、国民の生命財産を守り抜く、そして平和を守り抜く、そして世界平和に貢献していく、様々な意味で外務大臣のリーダーシップが問われていると思っておりますので、この日米地位協定のことも含めて、何とか御尽力いたければと思っておりますので、どうか引き続

きよろしくお願いたします。

時間になりましたので、これで終わります。どうもありがとうございました。

○城内委員長 次に、徳永久志君。

○徳永委員 おはようございます。立憲民主党の徳永志です。

それでは、在日米軍駐留経費負担に係る特別協定について質問をさせていただきます。

日本の外交、安全保障の基軸はアメリカとの同盟関係であるということは言うまでもありません。そうした中で、在日米軍の駐留は日米安保体

制の中核的要素になつてゐるといふうに理解をしております。したがいまして、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を確保するためには、駐留経費を日本側が一部又は全部負担をするということについては理解はするものであります。

しかししながら、何でもかんでも日本が負担してもいいというわけにはならないということは当然の話であります。国民の大多数が日米同盟を支持しているからこそ、国民の理解と納得が得られる日本負担というものを考えていかなくてはいけないということでありますので、そういう観点から、以下、質問をさせていただきたいと思いま

まず、何といっても、在日米軍駐留経費の日本の負担水準というものがやはり重要な要素と私は思っているんです。

本特別協定による日本の負担割合、負担水準を数字で示すように先般の私の代表質問でもお尋ねをいたしましたが、林大臣からの答弁は、米軍の駐留に伴い必要となる経費の範囲について様々な捉え方があることから、一概に算定し得るものではないというお答えがございました。

日本が負担する割合はどの程度がいいのかといふ問題については、同盟の全像の中で議論すべき重要なテーマだと私は思います。まず、議論の出発点と言つても過言ではないんだろうと思いま

す。

もう一度お尋ねをいたします。なぜ数字で示すことができるのか、大臣、お答えください。

○林国務大臣 繰り返しになつて恐縮でございますが、在日米軍駐留経費の米側負担額及び日米負担割合については、米軍の駐留に伴つて必要となる経費の範囲、これについて様々な捉え方があることから、一概に算定し得るものではないと考えております。

具体的には、例えば、駐留する米軍人の給与など、展開される装備のメンテナンス費用、米軍人の家族に係る費用、在日米軍の施設・区域の借料、基地周辺対策費といった様々な費用のうち、どこまでが米軍の駐留に伴い必要となる経費に当たるのかについて確定的な定義があるわけでないところから、一概に算定することは困難であると考えております。

○徳永委員 確認ですが、それでは、まず、数字を算定することに対し、私が先ほど来る申し上げましたけれども、数字を算定することそのものに意味がないというふうにおっしゃっているのではないかという理解でよろしいですか。

○林国務大臣 申し上げましたように、米軍の駐留に伴い必要となる経費の範囲というのだが、先ほどの例を挙げましたけれども、これがどこまでなかということについて定義があるわけでな